

附属書四 A 約束の実施のための期間

この附属書の規定の適用上、年数（例えば、「五年」）とは、各条のそれぞれの規定の完全な実施がこの協定が効力を生ずる日から所定の年数以内に開始されることをいい、確定日（例えば、「二千二十二年二月二十八日」）とは、特定された約束の完全な実施が開始される期間の末日をいう。

注釈 次に掲げる各条に具体的な項への言及がない場合には、当該各条の全ての規定について、その特定された実施のための期間の対象とする。

ブルネイ・ダルサラーム国

第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	二千二十二年二月二十八日
第四・十八条	審査の請求及び異議の申立て	二千二十三年三月三十一日

カンボジア

第四・九条	到着の前の処理	五年
第四・十一条	物品の引取りの許可 2 物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内） 6 腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満） 8 腐敗しやすい物品のための保管施設及び手続	五年 五年 五年
第四・十二条	情報技術の利用 2 情報技術（積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）の利用 4 電子的に提出される貿易実務に係る文書の法的な同等性	五年 五年 五年

第四・十三條	5 国際的な基準又は方式 6 電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するための他の締約国との協力及び国際的な場における協力	五年 五年
第四・十五條	認定事業者のための貿易円滑化措置 急送貨物 1 次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲 (a) 到着の前の処理 (b) 情報の一括した提出 (c) 書類に係る要件の最小化 (d) 可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内） (e) 急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規定する待遇	五年 五年 五年 五年 五年 五年
第四・十九條	税関協力	五年

中国

第四・四条	一貫性	五年
-------	-----	----

インドネシア

第四・十条	事前教示	二千二十二年二月二十八日
第四・十四条	危険度に応じた管理手法	二千二十二年二月二十八日

ラオス

第四・十条	事前教示	三年
2	申請者の法的代理人又は登録	三年
3	事前の教示を行う手続	三年

第四・十一 条	7	事前の教示の有効性	五年
	8	事前の教示の取消し、修正又は無効化の理由に関する申請者に対する通知	五年
	9	事前の教示の遡及的な取消し、修正又は無効化	五年
	10	事前の教示が有する拘束力	五年
	11	事前の教示に関する手続の公表	三年
	12	事前の教示に関する情報の公表	三年
	物品の引取りの許可		
	1	簡素化された税関手続の採用又は維持	三年
	2	物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内）	三年
	3	更なる検査のための物品の選定	三年
	4	関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われる前の物品の引取りの許可	三年
	5	物品を検査し、留置し、差し押さえ、又は没収する権利	三年
	6	腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満）	五年
	7	検査の日程を決定する場合における腐敗しやすい物品の優	三年

第四・十二条	情報技術の利用 2 情報技術（積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）の利用 3 貿易実務に係る文書を電子的形式により公に利用可能なものとする。 4 電子的に提出される貿易実務に係る文書の法的な同等性 5 国際的な基準又は方式 6 電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するための他の締約国との協力及び国際的な場における協力	三年	
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	五年	
第四・十四条	危険度に応じた管理手法 1 危険度に応じた管理手法の制度の採用又は維持	三年	
第四・十五条	急送貨物		
	先 8 腐敗しやすい物品のための保管施設及び手続	五年	

	1 次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲 (a) 到着の前の処理 (b) 情報の一括した提出 (c) 書類に係る要件の最小化 (d) 可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内） (e) 急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規定する待遇 (f) 関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。	三年 五年 五年 五年 五年
	2 物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはその輸入を拒否し、又は通関後の監査を実施する権利並びに追加の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求する権利	五年

第四・十五条	急送貨物	二千二十二年二月二十八日
--------	------	--------------

ミャンマー

第四・四条	一貫性	五年
第四・五条	透明性	五年
第四・六条	照会所	二年
第四・七条	税関手続	五年
第四・九条	到着の前の処理	五年
第四・十条	事前教示 1 事前の教示を行うこと及び事前の教示の種類（b）の規定との関係）	五年（原産地規則）

	第四・十一 条
2 申請者の法的代理人又は登録（1 (b) の規定との関係） 3 事前の教示を行う手続（1 (b) の規定との関係） 4 事前の教示を行う期限（1 (b) の規定との関係） 5 事前の教示を行うことを拒否することについての申請者に対する通知（1 (b) の規定との関係） 6 特定された期限内に追加の情報が提供されなかった場合における事前の教示の要請の拒否（1 (b) の規定との関係） 7 事前の教示の有効性（1 (b) 及び (c) の規定との関係） 8 事前の教示の取消し、修正又は無効化の理由に関する申請者に対する通知（1 (a)、(b) 及び (c) の規定との関係） 9 事前の教示の遡及的な取消し、修正又は無効化（1 (a)、(b) 及び (c) の規定との関係） 10 事前の教示が有する拘束力（1 (b) の規定との関係） 11 事前の教示に関する手続の公表（1 (b) の規定との関係） 12 事前の教示に関する情報の公表（1 (b) の規定との関係）	物品の引取りの許可 2 物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内）
五年（原産地規則） 五年（原産地規則） 五年（原産地規則） 五年（原産地規則） 五年（原産地規則） 五年（原産地規則） 五年（原産地規則及び関税評価） 五年（関税分類、原産地規則及び関税評価） 五年（関税分類、原産地規則及び関税評価） 五年（関税分類、原産地規則及び関税評価） 五年（原産地規則） 五年（原産地規則） 五年（原産地規則）	五年

	3 更なる検査のための物品の選定 4 関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われる前の物品の引取りの許可 6 腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満）	五年 五年 五年
第四・十二条	情報技術の利用	五年
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	五年
第四・十四条	危険度に応じた管理手法 2 危険度に応じた管理手法の設計及び適用 3 危険度の高い貨物に税関管理を集中させ、及び危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行うこと。危険度に応じた管理手法の一部として貨物を無作為に選定すること。	五年 五年 五年
第四・十五条	急送貨物 1 次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲 (a) 到着の前の処理 (b) 情報の一括した提出	五年 五年

第四・二十条	第四・十九条	第四・十七条	第四・十六条	
協議及び連絡部局	税関協力	引取りの許可の所要時間調査	通関後の監査 2 通関後の監査の対象となる者又は貨物の選定 3 通関後の監査において得られた情報の行政上又は司法上の 手続における使用 4 危険度に応じた管理手法を適用するに当たっての通関後の 監査の結果の利用	(c) 書類に係る要件の最小化 (d) 可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場 合には六時間以内） (e) 急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規 定する待遇 (f) 関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少 の課税価額について定めること。
五年	五年	五年	五年 五年 五年	五年 五年 五年 五年

ベトナム

第四・九条	到着の前の処理	二千二十三年十二月三十一日
第四・十条	事前教示	二千二十一年十二月三十一日
第四・十一条	物品の引取りの許可	二千二十一年十二月三十一日
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	二千二十三年十二月三十一日
第四・十四条	危険度に応じた管理手法	二千二十三年十二月三十一日
第四・十五条	急送貨物 1 急送貨物に関する手続の範囲 (d) 可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内）	二千二十三年十二月三十一日

第四・十六條

通関後の監査

二千二十一年十二月三十一日